

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく生活保護費返還決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和2年6月25日付けで請求人に対してした、法63条の規定による生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、要旨以下のとおり主張して、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 裁判所の決定により、令和元年8月13日付けで8,628,702円が〇〇弁護士より振り込まれたため、同月16日に処分庁へ報告しに行った際に、8月16日の日付を記入したが、令和2年2月27日に訪問に来て、前回記入した用紙を紛失したとの理由で再度提出を依頼された。2月27日と日付を記入したら、日付と最上の記入は無記入だと依頼され、金額の部分は、遺産分割金は943万円余りと伝えたが、振り込まれた金額を記入してくださいと言われ、大きな疑問を感じた。
- (2) ケースワーカーから、裁判所の決定に至るまでの交通費、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）弁護士費用等は経費

で相殺と教わったが、実際に控除されたのは交通費のみであった。

ケースワーカーの答えがあいまいな時もあり、その上司、責任者からの説明を聞いたかったが、上司らからは1回も詳しい説明がなく、返還対象額の内訳を見せてほしいと依頼しても教えてくれなかった。返還対象期間の内訳、○年度はいくらかかったのか、○年度の何月分はいくら支払ったのか等の内訳は、書面を見せてほしいとケースワーカーに伝えたが、見せられないとの返答であった。ただ口頭で返還が発生するとの繰り返しであった。

- (3) 被相続人の遺産金は、自分では父親からと感じており、父親の写真、形見等が一切ないので、洗濯機と冷蔵庫、ベッドを新しくしてこれから長年、父の形見のように大切にしていきたいと伝えたが、ベッドは形見として却下されてしまった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年8月3日	諮問
令和3年10月26日	審議（第60回第4部会）
令和3年11月16日	審議（第61回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 支給済み保護費の返還決定について

ア 法４条１項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨を定めており、同条３項は、同条１項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない旨を定めている。

法６３条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

イ 法６３条に基づく返還額の決定に関し、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡、以下「問答集」という。）問１３－５（答）は、「(1)法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」とし、(2)においては、「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。」としている。そして同エは、その範囲について、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」としている。

ウ 東京都福祉保健局が作成した「生活保護運用事例集２０１７」（以下「都運用事例集」という。）問１１－９は、法６３条返還に係る返還額の考え方について、「原則として、被保護者が受領

する当該資力を限度として、支給した保護費の全額を法第63条の返還額とすべきである。」とするとともに、「法第63条に基づく返還額は、まず実収入額（資力として認定された額）から必要経費等を控除し、保護費との比較を算定表により行い、返還対象額を決める。さらに返還対象額からその一部または全額を、各実施機関の判断で免除し、返還額を決定する。」としている。

(2) 遺産分割により取得した相続金の収入認定の時期について

ア 問答集問13-6（答）(2)は、「相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）としており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（民法第909条）とされている。したがって、法第63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることになる。」としている。

イ 都運用事例集問11-1・3・(7)・①においても、「相続」のうち「遺産（法定相続・遺言による相続など）」の資力の発生時点については、「被相続者の死亡日」であるとしている。

2 本件処分の検討

(1) 請求人に「資力」が発生した時点について

前記1・(2)の通り、相続人が遺産分割の結果取得する財産に係る「資力」は、相続開始の時点、すなわち被相続人が死亡した時点で発生すると解するのが相当であるから、本件において請求人に「資力」が発生した時点は、被相続人が死亡した日である平成27年9月18日となる。

したがって、本件処分に係る返還対象期間の始期を同日とした点に違法、不当は認められない。

(2) 本件処分 of 適法性、相当性について

ア 法 6 3 条は、利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、その資力を現実に活用することができず、保護の必要が急迫していること等を理由として保護を受けた者について、その資力を現実に活用することができる状態になった場合において、当該保護を有効なものとしつつ、当該保護の実施に要した費用の返還義務を定めたものである。

そして、同条が、返還額について「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」と上限となる金額を定める一方、その算定方法を具体的に規定せず、「保護の実施機関の定める額」と規定しているのは、上記資力の限度において本来受ける必要がなかった支給済みの保護費の全額を返還させることを原則としつつ、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としていること（1条）に鑑み、全額を返還させることが不可能又は不相当である場合には、全額を返還させずに支給済みの保護費の範囲内において返還額を定めることができるものとする趣旨に出たものであると解される。

したがって、法 6 3 条に基づく返還額の決定に当たっては、被保護者の資産や収入の状況及び地域の実情等を踏まえた個別具体的かつ技術的な判断を要するものというべきであるから、返還額の決定については、被保護者の資産の状況等につき調査等をする権限（法 2 8 条、2 9 条）を有する保護の実施機関の合理的な裁量にゆだねられているというべきであり、保護の実施機関が支給済みの保護費の範囲内でした返還額の決定が違法となるのは、その返還額に係る判断が上記の法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められる場合に限られるとされる。

そして、以上の理は、保護の実施機関から保護の決定及び実施

に関する事務について権限の委任を受けた行政庁についても、等しく妥当するとされている（東京地裁平成29年9月21日判決・判例時報2396号3ページ参照）。

イ これを本件についてみると、本件処分を行うに当たり処分庁が返還対象額として認定した金額は、本件振込金の額から、遺産分割調停及び遺産分割審判のために支出したとして請求人が申し出た費用の一部である30,594円を控除した金額であること、このような控除額は、請求人が収入を得るために支出した費用として申し出た郵送費、収入印紙代及び交通費等のうち、「はんこ」（432円）及び「文具」（合計540円）の購入費並びに「振込手数料」（合計648円）を除く費用を合計したものであることが認められる（別紙2「必要経費内訳表」参照）。

処分庁が必要経費として認定しなかった「文具」の購入費については、証拠資料によると、「プラス 修正テープ 4.2mm×」、「2色ボールペン&シャープペン」、「トンボ 消しゴムモノライトS」、「折りたたみ定規」及び「スケッチブック A4 18枚」の各購入費の合計額であることが認められるところ、これらの「文具」及び「はんこ」は、いずれも、裁判資料の作成に限らず用いることができるものであるから、たとえ請求人において裁判資料の作成等を目的として購入し、またその作成等に実際に使用したとしても、客観的にみれば、これらの文具類の購入は、本件振込金の取得のためだけに利用されるものとはいえない。したがって、これらの購入費用を必要経費として収入額から控除しなかった処分庁の判断に、著しい不合理があるとまではいえない。

また、「振込手数料」については、請求人が作成した文書によると、〇〇弁護士において「私の代りに法テラスへ送金して頂いた」際のもの及び「弁護士より私の分を振込みして頂いた」際のものであるとされるところ、これらの「振込手数料」は、請求人

が直接支出したことを認めるに足りる証拠はない。また、上記のような「振込手数料」について、請求人が別途〇〇弁護士に支出したことを認めるに足りる証拠もないから、上記のような各振込手数料を収入額から控除しなかった処分庁の判断に、著しい不合理があるとはいえない。

したがって、遺産分割調停及び遺産分割審判のために支出した必要経費として請求人が申し出たもののうち、30,594円のみを必要経費として認定し、請求人に係る収入額から控除した処分庁の判断に、著しい不合理があるとまでは認められない。

ウ また、処分庁は、本件処分を行うに当たり、合計91,106円を自立更生費として免除し、返還決定額から控除したことが認められる。この金額は、証拠資料によると、自立更生のためとして請求人が購入を申し出た冷蔵庫の購入費39,420円及び洗濯機の購入費51,686円の合計額であると認められ、このような自立更生免除を行った処分庁の判断についても、著しく不合理な点があることは認められない。

(3) 本件返還金の額の算定について

本件において請求人に発生した「資力」の額は、遺産分割に基づいて請求人が取得した8,628,702円から、これを取得するために要した必要経費である30,594円を控除した額である8,598,108円であるといえる。

他方で、別紙1「返還金額算定表」には、一部誤りが認められるが、本件審査請求において提出済みの証拠資料等に基づいて支給済み保護費を計算したところ、その合計額は8,693,540円であり、いずれにしても、上記のとおり請求人において発生した「資力」の額を上回ることが認められるから、請求人が「資力があるにもかかわらず」受給した保護費は、上記の「資力」相当額である8,598,108円であることに変わりはなく、これを法63条に基づく返還の対象とすべきといえる。

そうすると、本件返還金の額には、結論において、誤りがあるとはいえない。

(4) 結論

このように、処分庁は、本件処分を行うに当たり、本件振込金の額を基礎として、請求人から申出のあった必要経費のうち大部分を収入額から控除した上で、所要の自立更生免除を行い、本件返還金の額を決定したものであるから、このような処分庁の返還額に係る判断が、法の目的及び社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、又は判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められない。

したがって、本件処分に違法、不当があるとは認められない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、処分庁の職員に対して、遺産分割金は9,430,000円余りである旨を伝えたにもかかわらず、同職員から、収入申告書に収入として記入する金額は実際に振り込まれた金額を記入するよう言われたことについて、大きな疑問を感じた旨を主張する。

しかしながら、本件振込金の額は、〇〇銀行から〇〇弁護士に送金された被相続人名義の銀行預金から、請求人が他の相続人らに代償として支払うべき代償金の額のほか、法テラスに送金すべき立替金の額及び〇〇弁護士に支払うべき弁護士報酬の額を控除した残額であったところ、これらの立替金及び弁護士報酬は、いずれも、もとより請求人が収入を得るために支出した必要経費として、請求人の収入額から控除されるべきものであったから、処分庁の職員が、収入申告書に収入として記載する額として、実際に請求人の預金口座に送金された金額とするよう指導したことに不合理があるとは認められない。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

- (2) 請求人は、処分庁の職員から、本件振込金に係る裁判所の決定に

至るまでに支出した交通費、法テラス弁護士費用等は経費として相殺されると教わったにもかかわらず、本件処分において実際に控除されたのは、交通費のみであった旨を主張する。

しかしながら、処分庁が請求人の収入として認定した本件振込金の額は、請求人が〇〇弁護士に支払うべき弁護士報酬の額及び法テラスに対して返還すべき立替金の額等を控除した後の残額であるから、これらの立替金及び弁護士費用は、本件振込金が請求人の預金口座に振り込まれた時点で、既に差し引かれていたものである。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 請求人は、処分庁の職員に対して、洗濯機、冷蔵庫及びベッドの購入を希望したものの、自立更生費として免除が認められたのは洗濯機と冷蔵庫の購入費用のみで、ベッドの購入費用については認められなかったことについて不服を述べている。

ベッドの購入費用に関する請求人の主張の趣旨は、被相続人からの遺産金は、実質は父からのものと感じており、ベッドを購入して父の形見として大切にしていきたいと考えているのに、その購入費用を自立更生費として認めないのは不当であるというものである。もともと、使用中のベッドの買い替えが必要であることを確認しうるに足りる資料もない中で、当該ベッドの購入費用が、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたもの」（上記1・(1)・イ)に当たるとは認め難いというほかないため、本件処分を行うに当たり、ベッドの購入費用相当額を自立更生費として免除しなかった処分庁の判断に、不合理があるとまでは認められない。

- (4) 請求人は、返還対象額の内訳について、処分庁の職員からは1回も詳しい説明がなく、内訳を見せてほしいと依頼しても教えてもらえなかった旨を主張する。

この点、確かに、本件処分に係る通知書には、本件返還金の額の算定に係る計算表が添付されていない上、ケース記録その他の証拠資料を検討しても、処分庁の職員が、請求人に対し、本件処分に先

立って本件返還金の額の詳しい算定過程を説明した旨の記載は見当たらない。

もっとも、本件処分に係る通知書には、「生活保護法第63条に基づき」保護費の返還を求める旨が記載されているとともに、「返還理由」として「遺産相続金の収入があったため。」、「返還対象期間」として「平成27年9月18日から令和2年1月31日まで」、「遺産相続金収入額」として「8,628,702円」、「控除額（必要経費等）」として「30,594円」、「返還対象額」として「8,598,108円」、「返還免除額」として「91,106円」、「返還決定額」として「8,507,002円」とそれぞれ記載されており、本件処分が、被相続人に係る相続開始の日を返還対象期間の始期とし、本件振込金を請求人の収入として認定した上で、本件振込金から必要経費を控除し、自立更生免除を行った後の残額に相当する支給済み保護費を本件返還金と決定し、その返還を求める趣旨のものであることは読み取ることができるから、不利益処分に係る理由の提示（行政手続法14条1項）として不足するところはない（前掲東京地裁平成29年9月21日判決参照）。そうすると、処分庁の職員が、本件返還金の額を算出した過程の詳細を請求人に説明していなかったとしても、そのことをもって、直ちに本件処分に取り消すべき違法又は不当があるとはいえない。

したがって、請求人の上記主張は、採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙 1 及び別紙 2 (略)